

労働者派遣法第 23 条第 5 項にかかる情報

株式会社マイナビワークス
京都支社

労働者派遣法第 23 条第 5 項により開示する情報は、次のとおりです。
(対象期間：2016 年 12 月 1 日以降)

- 1 . 派遣労働者の数 (2016 年 6 月 1 日付け派遣労働者数)
2016 年 12 月 1 日設立のため実績なし。
- 2 . 派遣先の数 (2015 年度 派遣先事業所数 (実数))
2016 年 12 月 1 日設立のため実績なし。
- 3 . マージン率 (2015 年度 マージン率の平均)
2016 年 12 月 1 日設立のため算出できる数値なし。
- 4 . キャリアアップに資する教育訓練に関する事項
派遣就業する派遣労働者を対象に、e-learning を中心とした教育訓練を実施しています。
詳細は、Mypage よりご確認いただけます。(賃金支給：有 / 費用負担：無)
情報セキュリティ関連、セルフマネジメント、ビジネススキル、OA 機器操作訓練等
尚、希望する派遣登録者及び派遣労働者は、提携している PC スクールの講座を割引料
金で受講できるプログラム (パソコン関連等) を設けています。
- 5 . 派遣料金の平均額
2016 年 12 月末時点 労働者派遣に関する料金の額の平均 13,326 円
- 6 . 派遣労働者の賃金の平均額
2016 年 12 月末時点 派遣労働者の賃金の平均額 9,647 円
- 7 . その他事業運営に関し参考となりうる事項
 - (1) マージン率は、法定の計算式にて算出されたものであり、雇用保険、社会保険等の会社負担、事業所維持のための人件費、光熱費等の諸経費を計算の基礎に含んでおりません。
 - (2) 派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額は、異なる職種のすべてを平均化して算出されております。
 - (3) その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は下記となります。
相談受付は予約制となります。また、事業所もしくは電話にて行います。
株式会社マイナビワークス 京都支社 / フリーダイヤル：0120 015352 (土日祝休)

以上